要措置区域台帳

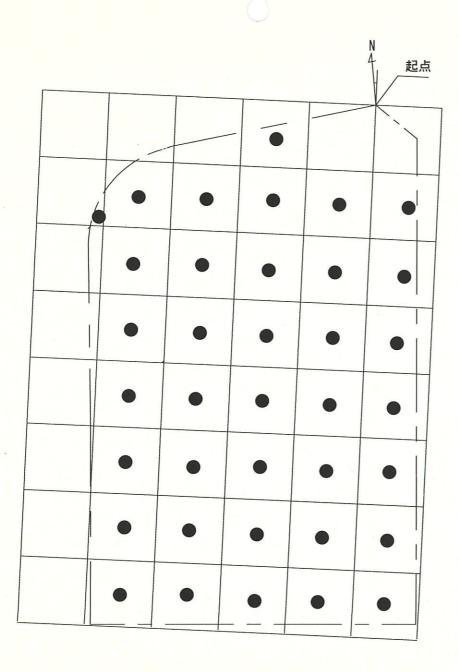
八王子市

整理番号	整-25-	4 指定年月	日・指定番号	平成 26 年 1 月 30 日 ·	要-5	所在地	J	(王子市	i美山町 2161 ネ	番地3の一部		
調製·訂正年	月日	7	平成26年1月30日	調製、平成26年12月22	22日 訂正、 平成27年9月11日 訂正、平成30年6月12日 撤回							
要措置区域の							. 2m² 1119m²					
地下水汚染の	有無(土 [」]	壌溶出量基準不	適合の場合)		_	(ふっ)	素及びその作	と合物)	- · (#	(六価クロム)		
法第14条第33	質の規定に	に基づき指定さ	れた要措置区域	にあっては、その旨				-	_			
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等 を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあって は、その旨及び当該省略の理由						_						
要措置区域内の 土壌の汚染状態	報告	告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目				指定調査機関の名称		
	平成	戈25年12月9日	ふっ素及びその化合物			含有量基準、容出量基準、第二溶出量基準				栗田工業株式会社		
	の平成	戈 25年12月9日	六価クロム化合物			含有量基準 容出量基準 第二溶出量基準 栗田工業核						
	態					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準						
						含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準						
						含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準						
土地の形質の変更の実施状況	届出	出(着手)時期	完了時期 土地の形質の			種類	実施	者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法		
	-4-	成27年5月8日 成27年5月20日)	平成27年5月30	日 揚水井戸等設置	工事に作	半う掘削	京セラクラルデバイス		有•無	分別等		
									有・無			
									有・無			
									有・無			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。



調査対象地位置図 (1/2.5万地形図『拝島』)



【起点】

起点は、八王子市美山町2161-3

【格子の回転角度】 7.40°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向 及び南北方向に引いた線並びにこれらと並 行して10m間隔で引いた線により構成され ている格子を、起点を支点として右回りに 回転した角度を示す。

7		1	(Fil	r
	H	P.	ילן.	м

一-一 筆境界

単位区画

